

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社ライフフーズ

代表取締役社長 大 平 毅

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年5月23日（木曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 S Rビル江坂5階
J E C日本研修センター 5 A－2会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第33期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.meshiya.co.jp/ir/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、個人消費や雇用環境の改善に伴い緩やかな景気回復局面にあるものの、中国経済の減速やEU諸国の政治動向により、先行き業況判断には慎重な見方が表れています。また、米中貿易摩擦に代表される金融市場の不安定な変動により企業業績の先行きは不透明な状況にあります。

外食産業におきましては、慢性的な人手不足による人件費や物流費の上昇、業種、業態を越えた顧客獲得競争など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、付加価値を高めお客様にご満足いただける店舗作りを目指しております。定食業態「街かど屋」を事業の柱として一汁三菜をコンセプトに店舗展開を行うとともに、カフェテリア業態「ザめしや」等の既存店舗の強化と、不採算店舗の撤退を進めております。

また、メニュー開発に注力し業態ごとに季節に応じた期間限定メニューを導入しております。「ザめしや」では釜揚げしらすの明太子ご飯等の季節御飯及び牛もつ鍋等の名物一人鍋を販売し、「街かど屋」では牛ヒレ焼肉定食等の肉メニューの充実と、スタンプがたまるとお食事券としてご利用いただけるスタンプラリーカードの配布を行っております。「めしや食堂」では牛どて風カレー等の月替わりカレーや、豆ごはん等の季節御飯の販売、「讃岐製麺」ではあったかうどんフェアを実施し、北海かにの湯葉あんかけうどん等を販売したほか、うどん5杯で1杯無料になるキャンペーンを実施いたしました。

当事業年度の店舗展開につきましては、新規出店が4店舗、閉店が3店舗となった結果、期末店舗数は126店舗となりました。

以上の結果、売上高は13,176,485千円（前年同期比 2.1%増）、営業利益は163,377千円（前年同期比 18.4%減）、経常利益は220,299千円（前年同期比 12.8%減）、当期純利益は71,501千円（前年同期比 19.4%減）となりました。

業態別の売上状況

(単位：千円)

業 態 \ 期	第32期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで		第33期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
ザ め し や	5,580,512	43.3	5,484,975	41.6
街 か ど 屋 (ザ め し や 24)	4,619,244	35.8	4,982,501	37.8
讃 岐 製 麺	1,348,000	10.4	1,335,620	10.1
め し や 食 堂	1,278,332	9.9	1,276,076	9.7
そ の 他	75,601	0.6	97,311	0.8
合 計	12,901,692	100.0	13,176,485	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました新規出店及び改装店舗等に対する設備投資の総額は327,495千円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回 次	第30期	第31期	第32期	第33期
決 算 年 月	2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月
売 上 高 (千円)	13,029,200	12,959,265	12,901,692	13,176,485
経 常 利 益 (千円)	469,441	451,887	252,515	220,299
当 期 純 利 益 (千円)	249,187	204,894	88,682	71,501
1株当たり当期純利益 (円)	16.29	66.97	28.99	23.36
総 資 産 額 (千円)	6,469,226	6,693,019	6,581,700	6,492,168
純 資 産 額 (千円)	3,865,789	4,029,939	4,077,837	4,117,674

(注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(注)3. 当社が2012年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ．株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(注)4. 2017年9月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。1株当たり当期純利益は、第31期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(5) 対処すべき課題

原材料価格の高騰や、深刻化する人材不足による人件費の高騰が続いております。このような厳しい状況の中、引き続き定食業態「街かど屋」の新規出店に力を入れ、既存業態の進歩・進化と新規業態の開発を考えております。また、店舗運営力強化のための人材育成が重要な課題と認識しており、既存社員を対象とした店舗での研修を実施しております。その他、やりがいのある企業風土作りと、組織力の活性化、パートナー社員の戦力化及び幅広い顧客層にこたえるバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題といたします。そして、より多くのお客様にお越しいただき、定着していただけるような魅力のある店舗作りを心がけます。

各業態「Ｑ・Ｓ・Ｃ」（クオリティ・サービス・クレンリネス）レベルのさらなる向上を課題として、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、既存店の改装や新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ザめしや」、「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋(ザめしや24)」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良）、中部地区（愛知、三重、岐阜）、中国地区（岡山）の2府7県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

本社	—	大阪府吹田市
サポートセンター	—	大阪府高槻市
大阪府	43店	大阪市東住吉区他
兵庫県	16店	兵庫県姫路市他
京都府	7店	京都市南区他
滋賀県	1店	滋賀県大津市
奈良県	3店	奈良県橿原市他
愛知県	50店	名古屋市中区他
三重県	3店	三重県津市他
岐阜県	2店	岐阜県大垣市他
岡山県	1店	岡山市北区

(8) 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	才	年
男	244	△ 1	38.60	14.83
女	8	—	37.00	10.50
合計または平均	252	△ 1	38.50	14.70

(注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、1,517名（8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	71,698 千円
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	70,000
株 式 会 社 南 都 銀 行	21,510

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,660,400株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | | 2,034名 |
| ④ 大株主（上位10位） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ライフスポーツ財団	600,000 株	18.41 %
清 久 商 事 株 式 会 社	524,800	16.10
清 水 三 夫	409,200	12.55
ライフフーズ従業員持株会	351,400	10.78
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	198,800	6.10
麒麟麦酒株式会社	100,000	3.07
ケイ低温フーズ株式会社	60,000	1.84
株 式 会 社 昭 和	60,000	1.84
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	40,000	1.23
株式会社神明ホールディングス	40,000	1.23
清 水 京 子	40,000	1.23
清 水 周 一	40,000	1.23

(注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。

(注)2. 自己株式については上位10位に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式（400,879株）を控除して計算しております。

(注)3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）の所有株式198,800株は、2012年10月15日開催の取締役会にて導入した、「株式給付信託（J-E S O P）」に係る当社株式であります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 平 毅	執行役員兼F F 事業部長
常 務 取 締 役	松 本 邦 泰	執行役員管理本部長兼開発建設 部長兼業態開発部長
取 締 役	菅 本 祥 宏	営業本部長
取 締 役	清 水 哲 二	
常 勤 監 査 役	新 家 祥 孝	
監 査 役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コンサル ティング／税理士
監 査 役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所／ 弁護士 神戸大学大学院法学研究科／客 員教授

(注)1. 監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注)2. 監査役 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)3. 監査役 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。

(注)4. 当社は、監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注)5. 常勤監査役 小西武氏は、2018年5月24日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(注)6. 2018年5月24日開催の定時株主総会において菅本祥宏氏、清水哲二氏は新たに取締役に、新家祥孝氏は新たに監査役に就任いたしました。

(注)7. 取締役副会長 吉岡利行氏は、2018年5月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5 名	37,458千円	株主総会決議(1997年2月24日)による報酬限度額年額300,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (2 名)	12,306千円 (2,400千円)	株主総会決議(1997年2月24日)による報酬限度額年額50,000千円以内
計	9 名	49,764千円	

(注)1. 上記には、2018年5月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名及び辞任した監査役1名に対する報酬等の額が含まれております。

(注)2. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役5名に対し3,645千円、監査役2名に対し987千円(社外監査役2名に対しては計上しておりません。)の合計4,632千円を費用処理しております。

(注)3. 上記のほか、2018年5月24日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 2,000千円

退任監査役 1名 8,600千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容
監査役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング	税理士
監査役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所 神戸大学大学院法学研究科	弁護士 客員教授

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	柴 田 昇	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
監査役	長 澤 哲 也	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち5回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

会社法改正及び東京証券取引所上場規程改正により、社外取締役を置くことが推奨されておりますが、当社は社外取締役を置いておりません。

当社では、従来から正確かつ効率的な財務報告を実現すべく、主に税理士または弁護士として専門的知識を有する社外監査役を選任し、その高い見識をもって経営監視をしていただいております。

社外取締役の選任が強く推奨されているなか、当社でもその方針に沿うべく検討を進めておりますが、現時点において当社の事業規模や業務内容を鑑みて、適切な社外取締役候補者を見いだした上で直ちに選任することは困難を極め、大幅な経営体制の変革への決定には至っておりません。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,100千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,100千円

(注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任または不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
- ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
- ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
- ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
 - ③ 内部規定において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。
7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査役に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利な取り扱いの禁止を明記しております。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
 - ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし改善を進め、定期的に取り締役及び監査役に報告するとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会ではコンプライアンス体制の運用強化と問題の解決に努めております。

また、コンプライアンスに対する意識向上を図るため当社は「行動基準」を定め社内グループウェアで公開するとともに役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。内部通報制度として当社人総部及び社外監査役を窓口とするコンプライアンス相談窓口を設けており、内部監査室は内部監査計画に基づいた内部監査を実施しリスク情報の早期発見と対応に努めております。

貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,648,811	流 動 負 債	1,471,470
現 金 及 び 預 金	3,175,075	買 掛 金	367,886
売 掛 金	9,477	一年内返済予定長期借入金	104,754
商 品	205	未 払 金	246,075
原材料及び貯蔵品	52,256	未 払 費 用	451,996
前 払 費 用	159,507	未 払 法 人 税 等	75,750
繰 延 税 金 資 産	81,758	未 払 消 費 税 等	79,309
未 収 入 金	144,492	預 り 金	23,611
そ の 他	26,039	前 受 収 益	16,382
		賞 与 引 当 金	105,704
固 定 資 産	2,843,356	固 定 負 債	903,023
有形固定資産	1,311,521	長 期 借 入 金	63,497
建 物	1,144,423	長 期 未 払 金	215,536
構 築 物	84,337	退 職 給 付 引 当 金	490,413
工具、器具及び備品	82,531	役員退職慰労引当金	46,449
土 地	228	転 貸 損 失 引 当 金	669
無形固定資産	97,244	長 期 預 り 保 証 金	85,961
ソ フ ト ウ ェ ア	60,815	そ の 他	496
電 話 加 入 権	25,563		
そ の 他	10,865	負 債 合 計	2,374,494
投資その他の資産	1,434,590	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	200,000	株 主 資 本	4,117,674
出 資 金	6,143	資 本 金	1,838,526
長 期 貸 付 金	80,564	資 本 剰 余 金	1,537,526
破 産 更 生 債 権 等	510	資 本 準 備 金	1,537,526
長 期 前 払 費 用	8,673	利 益 剰 余 金	896,845
差 入 保 証 金	873,754	利 益 準 備 金	12,000
繰 延 税 金 資 産	265,455	そ の 他 利 益 剰 余 金	884,845
貸 倒 引 当 金	△510	別 途 積 立 金	146,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	738,845
		自 己 株 式	△155,223
		純 資 産 合 計	4,117,674
資 産 合 計	6,492,168	負 債 純 資 産 合 計	6,492,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,176,485
売上原価	4,366,784
売上総利益	8,809,701
販売費及び一般管理費	8,646,323
営業利益	163,377
営業外収益	
受取利息	3,070
有価証券利息	1,576
受取家賃	153,874
その他の	59,176
営業外費用	
支払利息	2,775
貸入原価	145,533
その他の	12,466
経常利益	220,299
特別利益	
受取補償金	12,300
特別損失	
固定資産除却損失	5,043
減損損失	61,394
店舗閉鎖損失	859
税引前当期純利益	67,297
法人税、住民税及び事業税	165,301
法人税等調整額	86,920
当期純利益	6,879
	71,501

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,838,526	1,537,526	1,537,526
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 処 分			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,838,526	1,537,526	1,537,526

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資本合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余金合計		
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,000	146,000	699,938	857,938	△156,153	4,077,837
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△32,595	△32,595		△32,595
当 期 純 利 益			71,501	71,501		71,501
自 己 株 式 の 処 分					930	930
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	38,906	38,906	930	39,836
当 期 末 残 高	12,000	146,000	738,845	896,845	△155,223	4,117,674

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,077,837
事 業 年 度 中 の 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△32,595
当 期 純 利 益	71,501
自 己 株 式 の 処 分	930
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	39,836
当 期 末 残 高	4,117,674

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	（最短）	6年～	（最長）	45年
工具、器具及び備品	（最短）	2年～	（最長）	20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 転貸損失引当金

店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

2 未適用の会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

3 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	4,013,998千円
----------------	-------------

4 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（61,394千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物55,985千円、構築物2,474千円、工具、器具及び備品2,834千円、長期前払費用100千円であります。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,660,400	—	—	3,660,400

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	600,879	—	1,200	599,679

(注)1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（J-E S O P）」導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式198,800株が含まれております。

(注)2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,200株は、株式給付信託（J-E S O P）による当社従業員に対する株式給付であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	32,595	10.00	2018年2月28日	2018年5月25日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,595	10.00	2019年2月28日	2019年5月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,186千円
賞与引当金	32,324千円
退職給付引当金	149,968千円
役員退職慰労引当金	18,900千円
減損損失	111,688千円
資産除去債務	33,107千円
未払法定福利費等	29,562千円
その他	16,889千円
繰延税金資産小計	406,624千円
評価性引当額	△49,630千円
繰延税金資産合計	356,995千円
繰延税金負債	
建設協力金	7,029千円
その他	2,752千円
繰延税金負債合計	9,781千円
繰延税金資産の純額	347,213千円

7 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金、金融資産等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格は変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、安全性の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握しております。

債権である未収入金、長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払金は原則として2か月以内の支払期日となっており、財経部が管理する体制をとっております。

長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。金利変動リスクを回避するため、その多くは固定金利を選択しております。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

長期預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、財経部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等は、合理的に算定された価額であります。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,175,075	3,175,075	—
(2)未収入金	144,492	144,492	—
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	198,467	△1,533
(4)長期貸付金 (*)	92,169	95,899	3,729
(5)差入保証金	873,754	874,888	1,134
資産計	4,485,491	4,488,821	3,330
(1)買掛金	367,886	367,886	—
(2)未払金	119,346	119,346	—
(3)未払法人税等	75,750	75,750	—
(4)未払消費税等	79,309	79,309	—
(5)長期借入金 (*)	168,251	168,269	17
(6)長期未払金 (*)	342,265	342,306	41
(7)長期預り保証金	85,961	85,968	7
負債計	1,238,770	1,238,836	65

(*) 一年内回収予定長期貸付金（貸借対照表上は、流動資産「その他」に11,605千円が含まれております）、一年内返済予定長期借入金、一年内返済予定長期未払金（貸借対照表上は、流動負債「未払金」に126,728千円が含まれております）は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)長期貸付金、(5)差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(7)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて算定しております。

9 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,345円33銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	23円36銭
----------------	--------

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自己株式数198,800株を控除し算定しております。

12 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月12日

株式会社ライフフーズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川合弘泰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上嘉之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの2018年3月1日から2019年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の本業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月15日

株式会社ライフフーズ 監査役会

常勤監査役 新 家 祥 孝 ㊞

社外監査役 柴 田 昇 ㊞

社外監査役 長 澤 哲 也 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度末の配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額32,595,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月24日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役新家祥孝氏と長澤哲也氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	さらいえ よしたか 新家 祥孝 (1963年11月9日)	1989年2月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1995年2月 店舗運営部ディストリクトマネージャー(課長) 1997年12月 営業本部営業推進室課長 2000年3月 営業本部第二事業部長 2001年6月 営業本部店舗運営企画室長 2002年2月 営業推進本部F F事業部長 2003年12月 営業本部商品部長 2009年4月 総務本部人総部長 2018年3月 管理本部部長 2018年5月 常勤監査役(現任)	5,800株
2	ながさわ てつや 長澤 哲也 (1970年4月17日)	1996年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)・大江橋法律事務所入所 2001年9月 モルガン・ルイス&パッキアス法律事務所ワシントンオフィス勤務 2002年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所復帰 2004年4月 同法人社員(現任) 2005年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2006年7月 当社監査役(現任) 2013年4月 京都大学大学院法学研究科客員教授 2016年4月 神戸大学大学院法学研究科客員教授	0株

- (注)1. 長澤哲也氏は社外監査役候補者であります。
- (注)2. 当社は、長澤哲也氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (注)3. 長澤哲也氏を社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました理由については、同候補者は弁護士として企業法務に精通しており、その専門的見地により適確に助言していただけるものと判断させていただきました。
- (注)4. 社外監査役候補者の長澤哲也氏は現に当社の監査役であり、その就任してからの期間は2006年7月から12年10カ月間であります。
- (注)5. 当社は、長澤哲也氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注)6. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

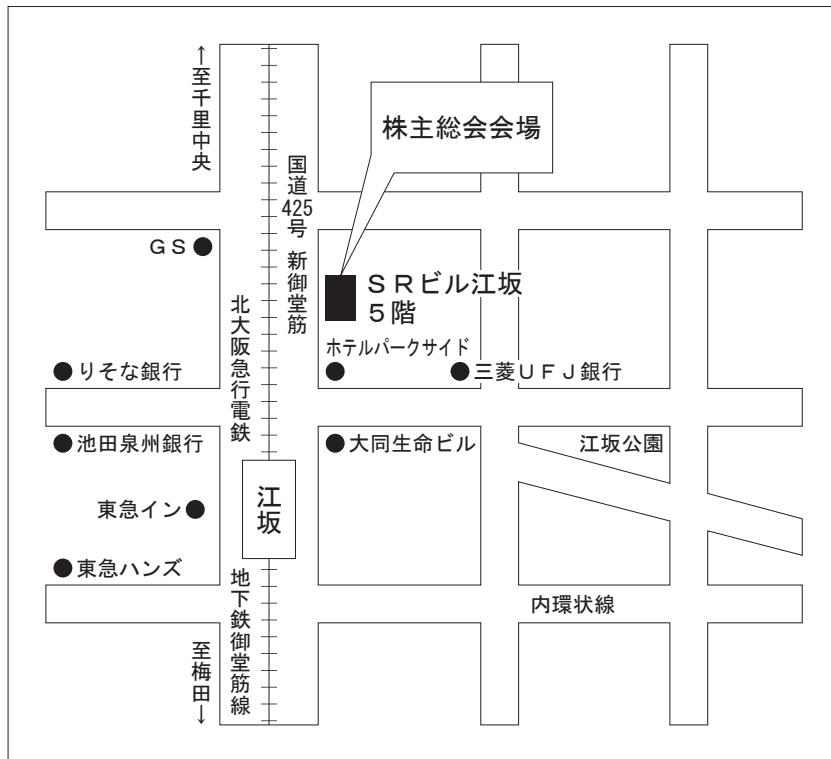
株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 SRビル江坂5階

JEC日本研修センター 5A-2会議室

電話 06-6338-8331 (代表)

交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車1番出口徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)